

滋賀県軟式野球連盟 甲賀地区 規約

第1章 総則

第1条 本会は、滋賀県軟式野球連盟甲賀地区と称する。

第2条 本会の事務局は、事務局宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、アマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を普及し、その健全な発展を図るとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 甲賀地区軟式野球大会の開催及び後援。
- (2) 軟式野球の普及発展、技術向上に関する指導研究。
- (3) 滋賀県軟式野球連盟等の主催する各種公式大会への参加。
- (4) その他、大会の目的を達成するため必要な事業。

第3章 会員及び組織

第5条 本会の会員は、成年部・少年部・学童部・審判部の四部でもって組織する。

但し、本会の目的を理解するもので、総会の承認を得た者は、この限りではない。

第6条 会員となるチームは、連盟の定める登録申請書と会費を提出する。

登録手続きの完了とともに申請チームは、本連盟の会員資格を取得する。

本会は、その資格を審査しなければならない。また、更新は毎年3月末日までに手続きをする。

第7条 チーム会員は、その登録事項に異動が生じた時は、連盟にその旨届け出なければならない。

第8条 会員は、次の事項の一つに該当するときには、その資格を喪失する。

- (1) 本会の規約に違反して不適格と認めるとき。
- (2) 自ら脱退の意志を表明したとき。
- (3) 理事会で除名の処置をとられたとき。

第9条 本会への入会は、理事の推薦をもって理事会の承認を得ることとする。

第4章 役員

第10条 本会に、次の役員を置く。

・地区長	1名	・審判部長	1名
・副地区長	若干名	・副部長	若干名
・顧問・参与	若干名	・常任理事	若干名
・理事長	1名	・会計	1名
・副理事長	若干名	・監事	2名
・事務局	1名	・理事	若干名

第11条 地区長は、総会の推薦により決定し、本会を代表し会務を総括する。

副地区長は、地区長が委嘱し総会または理事会の承認を得て決定する。

副地区長は、地区長を補佐するとともに地区長事故あるときはその職務を代行する。

第12条 顧問・参与は総会または理事会の推挙により地区長は委嘱する。顧問は、地区長の諮問に応じる。

第13条 理事長は、総会の推薦により決定し、総務を司る。

副理事長は、理事長が委嘱し総会または理事会の承認を得て決定する。

副理事長は、理事長を補佐するとともに理事長事故あるときはその職務を代行する。

第14条 事務局は、地区長が常任理事の中から指名し、日常の会務を処理する。

第15条 常任理事は、理事の中から互選により選出し、本会の事業の執行にあたる。

第16条 審判部長・審判副部長は、審判部が選出する。

審判副部長は、審判部長を補佐し、審判部長事故あるときは、その職務を代行する。

第17条 理事は、地区長の推薦により選任し、本会の事業の執行にあたる。

第18条 会計は、地区長の推薦により選任し、会計業務を担当する。

第19条 監事は、総会の推薦により選任し、本会の会計を監査する。

監事は、総会に於いて監査報告をしなければならない。

第20条 役員の任期は、2ケ年とする。但し、任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

また、再任は妨げない。補充による役員の任期は、前任者の残任期期間とする。

第5章 会議

第21条 本会の会議は、総会、理事会及び専門部会とする。

第22条 総会は毎年1回年度当初に地区長が招集し議長となり、役員の改選・予算並びに決算・事業計画その他重要な事項等について審議する。

2. 総会は、第10条の役員で構成される。

3. 総会は、定数の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の3分の2以上の同意をもって成立する。

第23条 理事会は、顧問・参与を除く役員によって構成し、必要に応じて地区長が招集し議長となる。

2. 理事会は、本会の業務運営に関する基本事項を審議するとともに、次期総会までに生じた緊急事項を決議する。

3. 理事会は、定数の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の3分の2以上の同意をもって成立する。

第24条 本会の円滑な運営を図るため常任理事会を置く。

2. 常任理事会の構成は、顧問・参与・会計・監事・理事を除く役員とする。

3. 常任理事会では、次期理事会開催までに運営上必要な事項を検討する。なお、緊急を要する事項で理事会に諮る時間的余裕が無いときは常任理事会で代行することができる。

この場合は次の理事会の承認を得ることを要する。

第25条 本会の事業遂行のために必要に応じて専門部会を置く。

2. 専門部会の委員は、地区長が役員の中から選出、理事会の諮って委嘱する。

3. 専門部会に関する細則は、理事会において別途定める。

第6章 会計

第26条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第27条 本会の会計年度は、総会に始まり総会をもって終わる。

第 28 条 本会の毎会計年度歳入出予算並びに収支決算は、定期総会に報告しその承認をえなければ
ならない。

第7章 附則

第29条 本規約に定めるもののほか必要な細則は、理事会において別途定める。

第30条 本規約は、総会の議決により改正することができる。

第31条 少年部・学童部・審判部の規約はそれぞれ別に定めることができる。

平成 16 年 2 月改定

平成 20 年 4 月改定

(支部を地区に変更)